

第 2 3 回那珂市公共下水道事業下水道審議会 会議録

1. 開催日時 平成 29 年 11 月 10 日（金） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 11 分
2. 開催場所 那珂市役所瓜連支所分庁舎 2 階会議室
3. 出席者 委員 19 名（うち 1 名は途中から出席） 事務局 8 名
4. 欠席者 委員なし
5. 審議会内容

事務局 本日はお忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。本日の進行をさせていただきます、下水道課課長補佐の澤島と申します。よろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、事務局より、本日の出席状況をご報告いたします。

事務局 本日の出席状況をご報告いたします。

委員総数 19 名に対して、ただ今現在、本日の出席者は 18 名ですので、那珂市公共下水道事業審議会設置要綱第 6 条第 2 項に規定する定足数（過半数 11 名以上）に達しており、本審議会は成立していることをご報告いたします。

事務局 ここで、勝山文久会長より、ご挨拶を頂きたいと思います。勝山会長よりよろしくお願いいたします。

会 長 立冬が過ぎて、ようやく本格的な寒さになりました。事務局で実施してきました生活排水のアンケートの結果のとりまとめと分析結果をもとにした今後の方針を皆様にお知らせするという形になります。慎重な審議のお願いしまして、あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 勝山会長ありがとうございました。資料の配布が本日になりまして、大変申し訳ありませんでした。議事に入る前に、お配りした配布資料の確認をさせていただきます。

- ・本日の次第
- ・資料 1 平成 28 年度決算について
- ・資料 2 「生活排水に関するアンケート」集計結果の概要について
- ・資料 3 未計画地区を含めた今後の整備の方向性について（諮問文）
- ・同参考 これまでの議論を踏まえた方向性（案）
- ・資料 4 那珂市公共下水道事業審議会設置要綱（改正案）
- ・那珂市公共下水道事業計画スケジュール（案）
- ・那珂市下水道事業 区域図（整備計画図）

以上の資料をお配りしています。

資料に不足のある委員がいらっしゃいましたら、事務局へお申し出ください。

ここからの議事進行は、『那珂市公共下水道事業審議会設置要綱』第 6 条第 1 項の規定により、「審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる」とされておりますので、勝山会長に議長をお願いいたします。

勝山会長よろしく申し上げます。

会 長 規定により議長を務めさせていただきます。

委員の皆さまにおかれましては、円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。

なお、前回の審議会でお諮りしたとおり、審議会は公開で行いますので、予めご承知おき下さいますようお願いいたします。

それでは「(1) 平成 28 年度決算について」を議題とします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局 業務グループ長の猪野と申します。よろしく申し上げます。

お配りしました資料 1 の「平成 28 年度決算について」をお開き下さい。前回審議会では平成 28 年度に行った整備事業の概要についてはご説明いたしました。その後、9 月にて決算の認定を受けましたので、決算についてご報告するものでございます。昨年度の審議会から決算状況もわかりやすいものという趣旨のお話があったので、平成 27 年度に引き続きまして、平成 28 年度も概要をまとめさせていただきました。こちらでご報告させていただいた後に、市ホームページで公表して市民の皆様にお知らせする予定です。

ではまず下水道事業特別会計について、でございます。歳入が 20 億 5,208 万 6,335 円でございます。内訳としては、ご覧のとおり、受益者負担金、使用料、国庫支出金等になっております。平成 27 年度と比べまして、受益者負担金が 27%ほど減しておりますが、新規の開発が減少したためです。また、繰入金については、平成 27 年度と比べて 48%ほど減しておりますが、これは震災復旧による繰入がなくなったためでございます。基本的には前年度と同様ですが、変更点は以上となります。次のページをお開き頂いて、歳出になります。歳出の総額が 19 億 8,363 万 2,657 円でございます。職員人件費等の総務費、下水道の建設費となっております。平成 27 年度比で災害復旧費がゼロとなっております。以上が公共下水道の決算の概要になります。

参考までに農業集落排水整備事業の決算もご説明します。歳入は 7 億 9,452 万 546 円となっております。内訳は公共下水道と同様に分担金、使用料、国庫支出金、市債となっております。受益者分担金が前年度と比べて 37%減少しております。こちらは新規の地区がなかったことによる減少でございます。また、国庫支出金が 35%減少、市債が 44%減少しておりますが、こちらは平成 28 年度の工事が平成 29 年度に繰越したことによる減少でございます。歳出についてご説明します。歳出は 7 億 4,886 万 3,153 円となっております。人件費、処理場の維持管理費である総務費、新たな整備の集落排水整備費、公債費等がございます。集落排水整備費が 41.6%減少しておりますが、こちらについても歳入と同じ理由で、平成 29 年度へ工事を繰越したためでございます。以上が平成 28 年度の決算の概要でございます。

会 長 ただ今、公共下水道および農業集落排水の決算の報告がございました。何かご質問がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

 特になければ、「(2) 生活排水に関するアンケート集計結果の概要について」事務局からご説明をお願いします。

事務局

業務グループの村山と申します。よろしく申し上げます。

資料 2 をご覧ください。

市民の生活環境を改善し、市内の河川などの水質を保全していくため、公共下水道整備優先地区に位置付けられていない未計画地区にお住まいのかたを対象に、ご自宅の台所・風呂等からの生活排水の処理状況や、今後の生活排水処理のご負担に対する考え方を把握する生活排水に関するアンケートを実施いたしました。

アンケートの方法について、実施時期については平成 29 年 9 月 11 日から 29 日で、対象としましては、公共下水道整備優先地区に位置付けられていない未計画地区に住所のある世帯主となっております。発送数は 4,735 人、回答いただいたのは 2,061 人で、回答率としては 43.53% となっております。こちらは市民アンケート等でも 4 割強という回答率なので、想定された数字となっております。主な設問としましては、実際の汚水処理及び浄化槽管理の状況、単独処理浄化槽や汲み取り槽から合併処理浄化槽への変更を希望されるかたが増えると思われる支援策、公共下水道が供用開始になった際の接続の可能性とその理由、となっております。

めくっていただきまして、アンケートの集計結果となっております。先ほども話した通り、発送数が 4,735、集計数が 2,061 となっております。設問 1「ご自宅の住所についてお伺いします」となっております。発送数が 100 以上の地区で見ますと、回答数が多かったのは、後台、中台、津田、中里、静となっております。本米崎や豊喰は平均より下回ってしまいました。

2 ページをご覧ください。実際に住んでいらっしゃる方の人数ですが、少子高齢化もありまして、2 人でお住まいの方が 3 分の 1 程度と大きな割合を占めています。気になる点は、無回答と答えた方が 1 割いらっしゃいまして、こちらの方はある程度少ない人数でお住まいの方と推測するところ です。

3 ページをお開き下さい。ご自宅を建てられた時期ですが、6 年前から 45 年前までの回答が概ね平均して回答を得られています。単独浄化槽が廃止されて 16 年程度経過しており、それ以前に建てられた方は単独浄化槽が多いと推測されます。

4 ページをお開き下さい。「水回りの改修やご自宅の建て替えのご予定は」という問いになります。建て替えの予定をされているのが、約 1 割程度、未定・予定はないというのが約 8 割程度となっております。

5 ページをお開き下さい。「トイレは水洗になっていますか」という問いです。水洗トイレになっている割合は 86.95% となっております、建築年数を

考えると高い割合だという印象をうけます。

6 ページをお開き下さい。「水洗トイレになってからどの程度期間が経っているのか」という問いになります。グラフを見てもわかるとおり、家を建てたときから約 6 割を占めております。しかし改修後 16 年以上経過する人も 2 割を占めていまして、浄化槽の耐用年数を考えると、長くお使いの方もいらっしゃいます。

7 ページをお開き下さい。「台所・お風呂等から排出した水をどのように処理しているのか」という問いになります。合併処理浄化槽で処理しているという方が約 7 割、特に処理していない方が 2 割強というふうになっております。大部分の方が合併浄化槽で処理しているという形になっております。

8 ページをお開き下さい。「合併処理浄化槽にしてからどの程度経っているか」という問いになります。家を建てたときから、改修後 16 年という回答が多く、設置後年数が経過しているというふうになっております。

9 ページをお開き下さい。「合併処理浄化槽に変更されていないのはどのような理由ですか」という問いになります。主に汲み取り槽や単独浄化槽の方が回答されているかと思えます。下のグラフを見ていただきますと、「生活排水の排水先に困っていないから」、「浄化槽を設置するための設置費用がかかるから」、「下水道が整備された際にすぐに下水道に変更したいと考えているから」という回答が多く選ばれております。費用的な面のほか、現在汚水の処理に困っていないというのが見受けられます。

10 ページをお開き下さい。「台所・お風呂で使用した水は最終的にどこに流していますか」という問いになります。敷地内浸透槽または発散槽が約 5 割程度、道路側溝が 34% となっております。その他の回答としては、用悪水路や川という回答がございました。敷地外へ排出している方と敷地内で処理している方が半々くらいという結果になっております。

11 ページをお開き下さい。「浄化槽はどのように点検していますか」という問いになります。「点検業者と契約し、年 3~4 回以上点検している」と答えた方が約 7 割、「県の法定検査を受けている」という方が約 3 割となっています。法定検査は必ず受けなければいけないのですが、実際は 3 割程度の方しか受けていないというのがわかります。

12 ページをお開き下さい。「浄化槽はどのように清掃していますか」という問いになっております。大多数は点検業者が指示したときに行っているというふうになっておりますが、清掃をしていないという方も若干見受けられます。

13 ページをお開き下さい。続いての問 7 が今回のアンケートの重要な設

問となります。

別紙 2 を開いていただき、こちらが実際に市民の方に配ったアンケートになります。6 ページをお開き下さい。「単独浄化槽や汲み取り槽からの転換の支援策についてお伺いします」という設問です。公共下水道が整備されるのが、15～30 年以上先になると見込まれる地区の方を対象に合併処理浄化槽設置時の補助支援策を仮に見直すこととした場合に考えられる支援策について、1 番として「現行の合併処理浄化槽の設置費用のほか、法定検査費用などの毎年必要となる維持管理費用の負担が軽減される制度としていくことが望ましい」、2 番が「新たな資金面の支援よりも、合併処理浄化槽で処理した水を排出するための側溝や排水管を道路等に整備する仕組みを進めていくことが望ましい」、3 番が「今後 15～30 年以上の時間がかかってでも、公共下水道の整備を継続し、浄化槽の設置に伴う点検や清掃等の作業が不要となるようにしていくことが望ましい」という回答になっております。

資料の 13 ページに戻っていただきまして、1 番の維持管理費の費用の負担が軽減される制度が 22.51%の方が回答しております。2 番の側溝や排水管を道路等に整備する取り組みが 20.09%、3 番の公共下水道の整備を継続が 44.98%となっております。下水道を継続という方が半数くらいいらっしゃいます。

つづきまして、資料の別紙 1 をご覧ください。先ほどの設問を地区別に分けたものになります。平均値が一番下に書いてあります。薄いオレンジ色は発送数が 100 通以上の地区で、回答数が 50 通以上あった地区になります。この表の特徴としては、中台、東木倉、津田の方は、排水設備を選んでいる割合が多くなっております。また、後台、豊喰、静、中里の方は、排水設備よりも費用の負担や公共下水道を望んでいるという傾向がございました。2 ページをお開きいただきまして、現在の排水処理形態別になっております。特徴は、汲み取りの方が排水設備の整備を進めるという回答が多かったという点になります。3 ページをお開き下さい。地区ごとにどういった水処理の形態が多いかを示したものになります。福田、後台、中里は、合併処理浄化槽で処理している方が多いように見受けられます。津田は汲み取り槽の方の割合が高くなっております。4 ページをお開き下さい。地区ごとにどのように放流されているのか示したものになります。東木倉が敷地内で処理されている方が多くなっております。豊喰、静、中里が側溝を利用している方が多くなっております。

資料 2 の 13 ページに戻っていただきたいと思います。問 8「公共下水道による生活排水の処理が可能になった場合、接続し処理方法を変更した

いか」という問いになっております。数年以内に接続したいという方が69.24%と約7割で、接続しないという方が24.41%となっております。実際の3年以内の接続率としては、3~4割となっております。調整区域で期間に関係なく接続されている方は、約7割となっておりますので、想定される数字と捉えております。

14ページをお開き下さい。接続されると答えた方の理由を聞いた問いになっております。多かった回答としては、「合併浄化槽よりも適切に生活排水を処理できると考えたから」、「浄化槽を使用するには定期的な点検や清掃が必要だから」、「浄化槽が壊れたときのことを考えると、すぐに接続した方がよいと考えたから」となっております。浄化槽のメンテナンスに不安がある方が多いのではないかと推察するところです。

15ページをお開き下さい。接続しないと答えた方の理由を聞いた問いになります。目立った理由はないですが、「生活排水の排水先に困っていないから」、「浄化槽が壊れたときに下水道に接続すればよいと考えたから」という回答は現状で満足されていると考えます。また、3、4の回答は費用を意識していると考えています。

16ページをお開き下さい。浄化槽の種類ですが、合併浄化槽と単独浄化槽を勘違いされている方もいらっしゃると思われまますので、事務局で修正した数字になっております。

以上になります。

会 長 ありがとうございます。アンケートの集計結果の概要となります。膨大な資料で分からないこともあるかとございますが、今までの中でご意見やご質問等がございましたら、挙手の上、お願いします。

委 員 非常に量が多くて分かりにくかったんですが、調査対象はあくまで公共下水道整備優先区域に位置付けられていないという事なんですね。

事務局 おっしゃる通りです。

委 員 私は下大賀地区ですが、瓜連地区は全体として回答数が少ないという事は、瓜連地区は公共下水道の区域に該当していて、数字の多いところは該当していないという見方でよろしいですか。例えば、福田や後台などの人口が多いところに回答数が多くなっているのです。

事務局 「生活排水に関するアンケート」集計結果の円グラフで説明したいと思います。委員さんからありましたとおり、発送数でいいますと、瓜連の方が4名であったり、下大賀の方が3名であったりしています。

こちらは瓜連、下大賀地区が既に公共下水道が供用開始になっている、または今現在では供用開始ではなかったとしても、事業認可を得る予定の地区、つまり整備優先地区であることから、今回のアンケートからは外させていたところですが、同様に菅谷地区は何千世帯もいらっしゃる地区ではございますが、現在も計画がない地区がございます。委員さんがおっしゃったとおりの読み方になります。

委員 下水道がすでに整備されたところでは、法定で3年以内に設置しなければいけないというきまりがあると思うのですが、アンケートの中で、未整備ではなくて、実際に整備したところで3年以内に合併浄化槽や汲み取りから転換した割合は調査しているのですか。どのくらいつないでいるのか知りたいです。

事務局 今回のアンケートの対象の世帯ではありませんので、アンケートの中では触れていませんが、把握の取組を進めております。3年以内でいいますと、後台、額田、門部地区が供用開始をして3年程度の地区でございます。3年経過時で3割台後半～4割台前半の方にお使いいただいている状況でございます。また、横堀、堤、向山地区のように、供用開始から15年～10年程度経過した地区もでございます。こちらも市街化調整区域でございますが、現在までで75%程度の方のご家庭で公共下水道をお使いいただいております。法律では3年で転換していただくことが原則となっておりますが、3年では4割程度、15年で7割程度になるという形になります。

会長 その他何かございますか。

委員 皆さん、質問がないようですので、1点だけお願いしたいのですが、アンケートの中で浄化槽や汲み取り等の点検清掃費用に比べて、下水道使用料の方が高いと考えている方がいる。市として一般的な合併浄化槽を使用している家庭と公共下水道の使用料との比較をしたことはあるのでしょうか。そこははっきりさせないと、今後大きなポイントとなるのではないのでしょうか。

事務局 合併浄化槽の維持管理費と、公共下水道の使用料の比較ですが、昨年度

秋に行いました審議会でもこちらのことが問題となりまして、一般的な例として県の浄化槽を担当している課が作成しました平均値を掲示させていただいたところですが、それを市民の皆様具体的に知らせしているかどうかですが、ホームページ等では公表しておりません。ただし今回のアンケートを取るにあたりまして、アンケートの調査表の中で一部触れさせていただいたところですが、別紙2の資料の7ページをご覧くださいまして、問8の設問の中で、今回の調査では合併浄化槽、あるいは汲み取り槽、単独浄化槽をお使いの方ですので、那珂市の公共下水道の使用料や使用前にかかる受益者負担金の制度をご存じない方もいるであろうと推察して載せさせていただきました。下段に公共下水道に接続した際に不要になる費用として、法定検査費用、保守点検費用、ブロワーの電気代、清掃費用がございます。比較のイメージする初めての取り組みが今回のアンケートだったと感じているところです。

ただ、アンケートで興味深かったのは、小島副委員長もご指摘のとおり、高いと思っている方もいれば、一方で安いと思っている方もいらっしゃいます。一般的な特徴として公共下水道は水道の使用した水量で推計します。それに基づいて1㎡あたり一番安い区分で140円いただいております。1人暮らしや2人暮らしの場合は公共下水道の方が有利になるだろうと推測します。なぜかといえば、合併浄化槽は水の量ではなく、1年に一回必ず法定検査を受けなければならないとか、3か月に一回保守点検を受けなければならないとかいうふうに使った水とは直接比例しないもので、人数が多いと公共下水道を高いと感じることが多くなると察するところです。供用開始した直後のご家庭に説明する際のヒントになると思います。

委員 わかりました。ありがとうございます。

会長 その他細かい点、持ち帰っていただいてわからなかった点などを分析していただいて、この後の説明も踏まえて、事務局に質問を届けていただければと良い答申ができるのかと思いますので、よろしくお願ひします。

その他特になければ、「(3) 未計画地区を含めた今後の整備の方向性について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

資料3の未計画地区を含めた今後の方向性についての諮問文をご覧いただければと思います。市長からの諮問文ですので、本来ならばこの場で市長から勝山会長の方に諮問させていただくのが筋ではございますが、出張が入っておりまして、先日、事務局内で打合せをさせていただいて、本日提出させていただいたところです。読み上げさせていただきます。

那珂市公共下水道事業審議会会長 勝山文久様。那珂市長 海野徹。那珂市公共下水道事業について。那珂市公共下水道事業について、那珂市公共下水道事業審議会設置要綱第2条の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

1 那珂市公共下水道事業未計画地を含めた今後の整備の方向性について

諮問の趣旨でございます。優先整備地区として位置付けられていない未計画地区の今後の汚水処理の方法について、当初答申から約10年を経過することに鑑み、現在の全体計画に基づく方法が、現状においてもコスト・質・期間をともに満足する方法であるかどうか、より適切な方法がある場合には必要に応じて見直すことも含めて検討することが必要な時期となっている。

加えて、平成25年度に事業計画を策定した第1次整備優先地区第Ⅱ期整備区域(327.1ha、平成26～30年度)を含めた事業区域面積(1710.6ha)に対する平成28年度末の整備済み面積(1315.0ha)の比率である整備率が76.9%であることから、引き続き整備を行うためには事業期間の延長等の変更が必要な時期となっている。

このため、現在の整備の状況のほか、整備優先地区として位置づけられていない未計画地区の現状や、考えられる方向性及び留意点について整理するとともに、現在の未計画地区における汚水処理の処理状況及びその負担に対する市民の考え方をアンケートにて把握したところである。

これらの結果を踏まえ、市民の生活環境を改善し、市内の河川などの水質を保全していくために、汚水処理に要する経費と効果を勘案したうえで、未計画地区を含めた今後の整備の方向性についてご審議いただきたい。

以上が趣旨になります。

会長

ただ今、事務局から諮問内容についてご説明がございました。今回のアンケートの結果や、これまでの協議内容をふまえた場合、現時点における方向性について、事務局の方からまとめられておりますので、ご説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

事務局

参考のこれまでの議論を踏まえた方向性についてご説明します。ただ今諮問を読み上げた直後ではございますが、実際には昨年度の1回目の審議会で那珂市の現状を説明させていただき、2回目で公共下水道の収支構造から論点を整理していただき、3回目で今後の方向性について整理し、先日の審議会でアンケートの素案をご確認いただき、本日も報告し、1年半かけて議論をしてきましたので、それらで出たご意見を踏まえ、このような方向性になるのではないかと案を事務局であらかじめ作成したのが参考でございます。これまでの議論を整理したつもりでございますので、確認の意味でお聞きいただければと思います。

大きく分けて2つに整理しました。1つ目としては、第1次整備優先地区第Ⅱ期整備区域について、でございます。まず、現状と課題についてです。平成25年度に事業計画を策定した第1次整備優先地区第Ⅱ期整備区域(327.1ha、平成26～30年度)を含めた事業区域面積(1710.6ha)に対する平成28年度末の整備済み面積(1315.0ha)の比率である整備率が76.9%に留まっている状況でございます。これにつきましては、東日本大震災の復旧工事により概ね5年程度の整備遅延が生じており、現事業区域内の整備概成には、今後10年程度を要する状況でございます。

対策及び方向性につきましては、現時点においては、新たに事業区域面積を拡大することを検討する前に、事業期間の延長等の変更を行い、速やかな概成に向けて引き続き整備を行うことが適当と思われると整理させていただきました。

もう1つが未計画地区についてです。こちらの現状と課題について整理していきたいと思っております。現在の全体計画に基づき、未計画地区の約4,700世帯について、公共下水道を整備するとした場合に想定される管渠延長は116.2キロであり、過去の単価をもとに仮試算した場合の事業費は約134.2億円と想定されてございます。また、今回の未計画地区の生活排水に関するアンケートの結果により、同地区の約68%の世帯がすでに合併処理浄化槽を使用しており、汲み取り槽または単独処理浄化槽を使用している世帯は約25%であると考えられます。

アンケートからは、今後の汚水処理の方向性について、合併処理浄化槽の維持管理経費を軽減する施策よりも、時間がかかっても公共下水道そのものを求める意見や、合併処理浄化槽の処理水の放流先の確保を求める意見など、抜本的な排水先の確保を求める意見が多数を占めていると判断することができると思われま。

具体的には、今後、公共下水道による生活排水の処理が可能になった場合、公共下水道に接続したいかどうかを尋ねたところ、「供用開始後数年

以内に接続すると思う」が約 69%、「供用開始しても、すぐには接続しないと思う」が約 24%という比較でございました。また同様に、汲み取り槽・単独処理浄化槽の使用者が合併処理浄化槽への変更を希望されるかたが増えると思われる支援策を尋ねたところ、「公共下水道の整備を継続」が約 45%、「合併処理浄化槽の維持管理費用の負担が軽減される制度」が約 23%、「排水のための側溝や排水管を道路等に整備する取り組み」が約 20%でございました。

しかし、仮に未計画地区について公共下水道を整備することとした場合には、概成までに約 20 年を要すると考えられます。その間の未計画地区の世帯数の減少をはじめ、経済状況の変化や国庫補助制度の改正など、収益見通しの不確定要素が多数見込まれるところも現実的な課題でございます。以上が現状と課題を整理したところでございます。

これらに基づきまして、対策及び方向性について、仮にまとめたものが次のとおりです。

まず、国は、平成 38 年度までに汚水処理人口普及率を 95%以上とする目標値を掲げております。未計画地区においても可能な限り短期間で汚水処理を行うことができるよう取組みを進めていくことが必要でございます。しかし、未計画地区は、公共下水道による整備では結果的に概成までに長期間を要することを考慮すれば、特に汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を重点的に推進することが求められることが考えられます。

ここで課題が一つございます。短期間のうちに生活排水処理を可能とする合併処理浄化槽の転換を、未計画地区全域で現状の施策のまま推進したとしても、平成 5 年度から合併処理浄化槽設置補助事業を実施していることを考えれば、今後新たに汲み取り槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換されるかたは限定されることと思われま。

アンケートにも示されておまして、平成 5 年度に合併処理浄化槽設置補助事業が開始したにもかかわらず、汲み取り槽または単独処理浄化槽を使用しているかたに理由を複数回答で尋ねたところ、「下水道が整備された際に、すぐに下水道に変更したいと考えていたから」が約 47%、「生活排水の排出先に困っていないから」が約 39%を占めたことはご説明した通りでございます。

このための対策としては、未計画地区については、速やかに「浄化槽台帳」を整備し、汚水処理の状況及び課題を適切に把握し、適切に汚水処理を行うことができるよう支援していく体制を整備することが必要ではないかと考えられます。そのうえで、合併処理浄化槽の維持管理費の負担軽

減策や、必要に応じて側溝等の整備の検討も引き続き行うべきであると考えられます。

ただ今申し上げました、浄化槽台帳は、具体的なイメージとしましては、データベースでございます。今現在でも合併浄化槽の補助制度がございますので、ある程度の内容は把握しているところでございます。具体的には、管理者・設置場所・浄化槽の種別・設置時期・放流先等の届出情報のほか、毎年度実施される法定検査の結果等の情報を一括して管理することが重要になるかと思えます。地理情報とあわせて管理することにより、地区ごとの汚水処理状況を容易に把握することが可能になると考えられます。

確実に汚水処理人口普及率を向上させるためには、市内に「合併処理浄化槽区域」を設定し、よりきめ細やかな支援が必要かどうか判断していくことも今後は必要になると考えられます。

しかし、未計画地区であっても人口密度が高い等の理由により比較的短期間に概成可能であり、かつ、十分な収益が見込める地区については、公共下水道の整備による汚水処理を行うことも引き続き検討すべきであると思われま。ただし、未計画地区のうち公共下水道の整備を行う区域を選定する際には、実際に必要となる管渠等の施設の見通しや、使用が見込まれる世帯数等の状況を適切に把握するほか、将来の国庫補助制度などの改正の見通しも踏まえ、整備後も安定して汚水処理を行うことができる経営が可能かどうかを把握し、判断していくことが必要であると思われま。

このため、未計画地区の汚水処理は、汲み取り槽・単独槽の合併処理浄化槽への転換を速やかに進めることが必要であります。そのうえで、未計画地区内で公共下水道の整備を行う際には、区域をさらに細分化し、十分な予測を行ったうえで、下水道事業の持続可能性に基づいて個別に判断することが適当であると思われま。

以上が、これまでの議論を踏まえた方向性の案として今回先にお配りした通りでございます。

他の資料としまして、区域図とスケジュールがございまして、スケジュールについては工務グループ長からご説明します。

事務局

工務グループ長をしております、黒川です。よろしく申し上げます。

那珂市公共下水道スケジュール（案）をご覧ください。

公共下水道事業は、将来の地域の状況に対応した長期的な下水道整備の実施計画である全体計画と、この全体計画のうち、概ね5～7年程度の間で整備する予定の区域を定める事業計画に基づき進めております。

また、当市の公共下水道事業は、汚水を茨城県の処理場へ接続し処理していることから、県の事業スケジュールに併せ進めております。このことから、市の公共下水道事業のスケジュールを考える上で、県の事業スケジュールが重要なものとなります。

そこで、県の計画ですが、現在の県の全体計画は平成37年度までとなっております。また、県の事業計画についてですが、表中の県の事業計画変更の欄に記載しております。現在の事業計画期間は平成30年度までであることから、計画変更を平成30年度に予定しております。その次の計画変更は、さらに5年後の平成35年度と考えられることから、県の全体計画の変更時期は平成34年度と考えられます。以上が県の計画となります。

市の全体計画についてですが、県の全体計画変更時に反映させる必要があることから平成33年度に変更計画案を策定することとなります。

また、県の事業計画が平成30年度に変更されることから、市の事業計画も平成30年度に計画変更を行います。新たな区域拡大はせずに現計画区域（Ⅰ期・Ⅱ期）での期間の延伸が適切と考えております。なお、延伸期間も県の事業計画に併せて、平成35年度までとなります。

こういったことを踏まえると、下水道審議会のスケジュールとしましては、市の次期全体計画の策定が平成33年度頃であることを踏まえ、例えば市町村設置型浄化槽事業の様に、下水道の全体計画の区域変更が前提となるものもあることから、平成32年度の中頃までに整備手法の検討の結論を出すようなタイムスケジュールになると考えております。

会 長 ただ今事務局から今後の方向性の案と県の計画変更に伴う市の計画変更スケジュールについてご説明いただきました。先のことで具体的なイメージが湧かないかもしれませんが、ご意見等ございましたら、挙手の上、ご発言お願いいたします。

委 員 公共下水道の考え方を教えていただきたい。農林水産省所管の農業集落排水事業のほうが早くできる。我々としては農業集落排水を含め、早く汚水の処理をしてもらいたいと思っている。公共下水道は大規模な施設が必要である。市民としては公共下水道と農業集落排水どちらでもよいと思っている。農業集落排水で整備をして公共下水道へ転換することは可能であるのか。また、公共下水道で整備する場合は、何年度くらいまでに整備するのかを明示していただきたい。そうでないと、合併浄化槽を入れるにしても、二重投資になってしまう可能性がある。

今回議員も来ており、政治の問題でもあると思うが、お願いとしてよろしくをお願いします。

会 長 質問というよりはお願いという形かと思います。公共下水道と農業集落排水の違いをもう少し分かりやすくしていただきたいのと、今後公共下水道を整備していく上でのタイムスケジュールをもう一度ご説明していただきたいと思います。

事務局 まず、農業集落排水の取扱いについてご説明したいと思います。たしかに公共下水道よりも比較的短期間でできる印象があるかと思います。ただし那珂市の農業集落排水を整備する地域を平成はじめの頃に決定しまして、最初に供用開始したのが平成6年の戸崎地区でございました。それから各地区整備を進めまして、現在酒出地区を整備しております。地区ごとで見ると、工事が始まってから供用開始するまでの4~5年でできるので、比較的短いという印象を持たれるかもしれませんが、農業集落排水事業全体で見た場合、現在までに20年以上かかっているというのも事実です。また、農業集落排水は処理場を市が持つこととなります。それなりの規模になり、どこでも処理場を設置することができるわけではありませので、場所を考えると、農業集落排水ではできない地区もございます。そういったことから、農業集落排水の地域を拡大することは留意が必要だと考えるところです。

また、農業集落排水で出た汚水を流域下水道に接続できるかの議論については、調査を順次行っている状況です。他県の例で、取り組みを行っているところがあることは事実です。ただし、公共下水道と農業集落排水の構造的な違いもありますが、制度的な違いが課題でございまして、流域下水道で物理的に受けられたとして、公共下水道だと義務が発生いたします。3年以内の接続義務や受益者負担金などの課題をクリアできるか、また、処理場を持たない農業集落排水が可能かどうかを整理する必要があるかと思います。直ちに行うことは困難ではありますが、方向性として、これまでの処理場を単純に同じものを作るのではなくて、別の所においていけないかというのも合理的な考え方だと思いますので、その調査を始めている段階でございます。

事務局 補足的なことになりますが、委員さんからお話がありましたような内容は、農業集落排水事業を立ち上げて、そこから流域下水道へ転換するというイメージで描いていたかと思いますが、農業集落排水事業は区域の設定

の大きさの問題で早くできているというイメージがありますので、農業集落排水で進める際にはその点をよく熟考する必要があります。

スケジュールの件ですが、先ほど参考で話した通りですが、現在整備行っているのは、第1次整備優先地区第Ⅱ期整備区域になります。こちらの整備面積が327.1haになりまして、認可区域面積全体として1710.6haとなっております。それに対して平成28年度末の整備済面積は1315.0haとなっております。平成28年度に整備を行いました面積は約32haであり、単純に残りの面積を割りかえしても10年程度かかります。今後のスケジュールをもう一度見ていただいて、現計画区域の期間延伸を平成30年度に行い、工期を5年間延ばして、その段階でもかなりの面積が残るだろうというのが考えられます。そうしますと、Ⅲ期整備地区（下大賀・静・福田）だけでも100.93haございますので、実質的に次の事業を行う場所は最低でも10年はかかります。

そこで、整備手法の検討を下水道審議会を用いて、時間や質、費用を考えた上で、整備を進めていった方がいいのか、合併浄化槽で進めていくのかというのをご審議していただいて、下水道を整備する時期や区域を明確にしていくことを目指しつつ、議論を深めていってもらえればと考えております。すなわち現時点で具体的な期間や場所をこの場でお答えすることはできないというのが現状となっております。

委員 説明ありがとうございます。

人口密集地域なら都市型の公共下水道でもいいが、農村部でそれを持ってきたことが問題だったのではないか。合併処理浄化槽で処理するというやり方もあるが、ここで方向転換をし、農業集落排水で市が汚水を処理するというやり方があるのではないか。時代に応じて考え方を変えてもよろしいのではないか。人口が減っていく中で公共下水道を維持していくことが困難ではないか。

会長 前にお話を伺ったことではございますが、公共下水道と農業集落排水の経営面、収益性をご説明していただきたいと思います。

事務局 資料1の「決算状況について」をご覧ください。歳入と歳出を比較してご覧いただければと思います。現在の会計制度では歳入と歳出を別に処理するやりかたですので、企業会計とは違い、収益を扱う時は分かりづらくなっているのが現状です。

使用料及び手数料という項目がございます。平成28年度ですと4億

8000万円程度が公共下水道お使いの皆様からの使用料でございます。歳出の総務費は、職員人件費と流域下水道への維持管理負担金となっております。公債費は8億9000万程度で、うち利子が2億円程度となっております。使用料収入の約6割で総務費、維持管理に係る経費に充てており、残りを利払いの一部に充てさせていただいている状況となっております。利払いの残りと言金を一般会計からの繰入金という事で公共下水道を使ってない方からも負担いただいている税金で賄っている状況でございます。公共下水道も市の財産でございますので、市が一定の割合で負担することが認められておりますのが、建設費が上限となっております。公共下水道に関しては、公共下水道をお使いいただいた使用料で汚水処理経費と公債費の利子分の一部を支払っている状況でございます。

対しまして、農業集落排水についてです。歳入の方で使用料を見ていただきますと、平成28年度は7,600万円程度でございました。公共下水道との額の違いは使っている人口が違うためです。供用開始済みの接続人口は公共下水道で26,677人、農業集落排水は6,078人となっております。使用料についても少なくなるのは当然であると考えられます。この使用料がどのように使われているのかといいますと、総務費が2億4000万円程度となっております。このうちの2億弱程度が処理場に係る経費となっております。処理費を賄う時点で、使用料を使い切ってしまう状況でございます。総務費の不足分と公債費の元金と利子分を一般会計からの繰入金で対応しております。農業集落排水も施設については公共と同じ考え方で一般会計が負担すべき分はございますが、公債費だけであり、総務費については純粋な赤字補てんとなっております。現在の課題点となっております。

処理場がネックとなっております。建設時は補助率が高く、早くできますが、その後の処理に係る経費を考えると安易に選択できないという事になります。そこで他県で例のあるのが、農業集落排水で始めた事業を流域下水道で処理してもらうこと、あるいは全国で数例ではございますが、農業集落排水を直接流域下水道へつなぐこと。こちらにこういった課題があるのか、どのように解決したのか、を調査している段階であることをご理解いただければと思います。

会 長

ありがとうございました。事務局としては公共下水道と農業集落排水との違いを考えているというご意見でしたので、宿題としていただきまして、他に何かございますか。

委員 意見を聞いていて思ったのは、衛生的な生活をしたいというのはどなたも思う事だと思います。これから手法を選んでいく上で、農業集落排水の会計的な現状を踏まえ、市民の方々にどういう状況で運営されているのか、一般会計からの繰入がないとやっていけないという事を、もっと情報をオープンにしていくことが必要ではないかと思います。

会長 ありがとうございます。その他なければ、(4) その他について事務局からお願いします。

事務局 2点ございます。

1点目は、「審議会のスケジュールについて」でございます。次回の審議会を予定しておりまして、その時にご検討いただきたいのは、今回「参考」としてこれまでの議論を踏まえたものを示し、本日の議論の内容を踏まえ、これの裏付けとなる資料や那珂市のおかれた現状と他市を踏まえた状況をつけた答申案の準備を進めたいと考えております。それを1月下旬までには取りまとめを行う予定であり、1月下旬から2月上旬で予定してございますので、予めご承知おきいただければと思います。今回ご意見直接頂いた方もございますが、持ち帰っていただいて、お気づきの点あるいはご意見等ございましたら、メールまたはお電話でご連絡いただければと思います。

2点目は、資料4で整理させていただきました、那珂市公共下水道事業審議会設置要綱の改正案をお配りしているところです。こちらにつきましては、勝山会長にお話しいただきましたが、前回から会議は原則公開とするという旨で行っているところでございます。既に前回の審議会については市のホームページで公開しているところでございます。また、今回からは傍聴の案内を事前にホームページでしたところです。要綱で足りない点考えたときに、公開の趣旨を盛り込む際に非公開についてあらかじめ設定する必要があるのではないかと考えたところでございます。今の審議会は小島副会長からもありましたとおり、公開が原則、こちらは当然のことであるかと思いますが、来年度以降、細かい地区を見たときに個人宅が特定できるとか、プライバシーに配慮しなければならない場合がありますので、非公開とする基準を定めたものでございます。

具体的には2ページ目の8条のところで、「会議は公開とする。ただし、次に掲げる場合であって会議で非公開と決定した場合はこの限りではない。」1つ目として、「個人情報等の非開示情報が含まれる事項について、協議又は調整を行う場合」、2つ目として、「会議を公開にすることにより、

会議の公正若しくは円滑な運営に支障が生じると認められる場合又は公益上必要があると認められる場合」となっており、原則論だけ示させていただいております。その他、傍聴者心得や議事録などは会長職権又は事務局の庶務で対応できるものですので、他の審議会の要綱を参考にしますと、細かく定めているところから何も規定がないものもございまして、千差万別でしたので、原則のみを示した要綱改正案で進め、疑義がなければ、市長決裁後、告示をして施行させていただきます。

会 長 ありがとうございます。公開の原則を明文化した形と審議会の権限もある程度確保していただいたという事で、ご配慮ありがとうございます。何かご質問等ございますか。

委 員 要綱の件で、前回の審議会で議論して公開にしていこうと決まったわけですが、審議するにあたって、いろんな情報や検討事項をみんなが同じレベルで臨まないといけないのではないかと。審議会とは別に議論をする場があって然るべきかと思えます。

会 長 具体的には勉強会のようなものを設けるということか。

委 員 出されたものをすぐ見て、審議しろと言われてもわからないです。みんなの理解を同じにして、審議会を行いたい。

会 長 事務局は大変でしょうけれども、意見として考えていただければと思います。今回は資料が当日になってしまいましたが、基本は事前に配布していただき、検討期間があれば、同じレベルでできるのではないのでしょうか。その他特になければ、本日の議事は終了いたしましたので、事務局の方に返させていただきます。本日はありがとうございました。

事務局 勝山会長、長時間にわたる議事進行、ありがとうございました。最後にその他に入ります。委員の皆さまから何かございましたら、ご発言お願いします。

委 員 10月11日に下水道料金の件で事業仕分けやりましたよね。審議会が知識として持っていなければならない、あるいは議論されたことを紹介していただければありがたいと思います。

事務局

那珂市では外部評価委員会で行政評価・外部評価を行ってございます。以前は事業仕分けとして行った年もありました。本年度対象となった事業は、農業委員の設置事業、議会の運営に関する事業、会計事務、水道料金に関する事、が対象になっております。基本的な趣旨としては、以前の事業仕分けのように、廃止の可能性の議論ができるものと、会計事務のように廃止が現実的ではないものもございまして、同じやり方ではなく、事業点検方式で外部の方にどのように仕事をしているのか説明できるフローチャートを作り、それを外部の方に点検していただき、無理や無駄がないか、論理的に進められているのか、重大なリスクが含まれていないかを点検しながら、最後に市民向けフォーラムで成果を公表していくという手順だったと聞いております。

その中で、水道事業の料金徴収事務がテーマに上がりました。水道課では、現在、メーター検針から納付書を発行し、ほとんどの方が口座引き落としですが、納付書の方は納付書で納めていただいております。何らかの理由で納めていただけていない方は、督促・催告をし、最悪の場合は給水停止という、一連の流れを資料とともに説明したと聞いております。下水道の観点からいいますと、下水道の使用料も水道課に委任している事務でございます。那珂市として上下水道の事務をどう考えているのか、これからどうあるべきかという議論があったと聞いております。具体的には以前のように職員がメーターを検針して回っているのではなく、業務委託で業者が検針を行い、直接納付書を置いてきてもらっています。また、開栓・閉栓も行っています。それに下水道がこれからどうしていくのか、範囲を拡大あるいは縮小することが望ましいのか議論されているところでございます。

すべてを詳しく覚えておりませんので、詳細は市のホームページ上で近日公開、あるいはすでに公開されておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

事務局

他に何かあればお願いします。

なければ、以上をもちまして、第 23 回那珂市公共下水道事業審議会を閉会いたします。

お疲れ様でした。